

武雄市高齢者等見守り配食サービス事業委託業者選定に係る プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、武雄市高齢者等見守り配食サービス事業に係る委託事業者を選定するためのプロポーザルに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 武雄市高齢者等見守り配食サービス事業
- (2) 業務の目的等 ひとり暮らしの高齢者（高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）に対し、安全かつ栄養に配慮された食事を提供し安否確認を行い、健康の維持及び増進を図りながら高齢者等の自立した在宅生活を支援することを目的とする。
- (3) 業 務 内 容 「武雄市高齢者等見守り配食サービス事業業務委託 仕様書」のとおり
- (4) 委 託 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (5) 選 定 方 法 公募型プロポーザル方式
- (6) 履 行 場 所 武雄市内
- (7) 事 業 費 委託料 1件当たり 500円とする。

3. 選定委員会の設置

事業者の選定を厳正かつ公平に行うために、学識経験等を有する者及び武雄市職員等で構成する選定委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 武雄市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体であること。
- (2) 武雄市に競争入札参加資格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。
- (4) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成22年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る）を受けたものを除く。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (7) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受けていること。

5. 選定スケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和8年1月21日（水）
質問書提出期限（質疑受付）	令和8年1月27日（火）午前10時まで
質問書に対する回答期限（質疑回答）	令和8年1月28日（水）
公募型プロポーザル参加表明書提出期限	令和8年1月29日（木）午前10時まで
企画提案書（事業計画書等）提出期限	令和8年2月4日（水）午前10時まで
選定委員会による審査（食事審査・ヒアリング）	令和8年2月18日（水）
審査結果の通知	決定後通知（令和8年2月下旬）

6. 参加手続き

（1）実施要領等の配布

配布開始日	令和8年1月21日（水）
配布資料	① 武雄市高齢者等見守り配食サービス事業委託業者選定に係るプロポーザル実施要領（本書） ② 武雄市高齢者等見守り配食サービス事業業務委託仕様書 ③ 質問書（様式1） ④ 公募型プロポーザル参加表明書（様式2） ⑤ 同種業務実績表（様式3） ⑥ 企画提案書（様式4） ⑦ “ 事業計画書（様式4：別紙1） ⑧ “ 見守り体制計画書（様式4：別紙2） ⑨ 辞退届（様式5） ⑩ 委任状（様式6）
入手方法	武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」からダウンロードするものとする。

（2）質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、質問書（様式1）を提出して行うものとする。

受付期間	令和8年1月21日（水）から1月27日（火）午前10時まで
提出方法	電子メールにより、健康課のメールアドレスまで提出すること。 メールアドレス kenkou@city.takeo.lg.jp
回答方法	回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和8年1月28日（水）に武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」において公表する。 なお、質問回答書は、本実施要領の追加または修正として、実施要領と同様に取り扱うものとする。

（3）参加表明書等の受付

受付期間	令和8年1月21日（水）から1月29日（木）午前10時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10 武雄市 福祉部 健康課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類	公募型プロポーザル参加表明書（様式2） 【添付書類：各6部】 ・会社概要パンフレット ※企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容のわかるもの ・同種業務実績表（様式3） ※契約書等添付が必要 ・法人の定款 ※法人の体制、配食事業に係る部分 ・飲食店営業許可の写し

(4) 参加要件確認

参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）に対し、参加資格要件の確認を行い、その結果については、「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」にて通知する。

なお、参加表明者のうち、参加資格要件を満たすことができなかった者については、当該業務の提案はできないものとする。

(5) 審査会日程の通知

参加資格を有するものには、「プロポーザル参加要請書」を通知する。

参加表明者が8者を超えた場合は、「武雄市高齢者等見守り配食サービス事業プロポーザル方式による業者選定審査要領」に基づき企画提案書の内容審査（以下、「内容審査」という。）事務局審査を実施し、上位8者までの参加表明者について食事審査及び業務実施体制等審査（ヒアリング）を実施する。

(6) 企画提案書（事業計画書等）の提出

提出期限	令和8年2月4日（水）午前10時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市 福祉部 健康課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類	企画提案書（様式4）を表題とし、下記①及び②を提出すること。 ただし、①及び②は添付書類を含め各6部ずつとする。 ① 事業計画書（様式4：別紙1） 【添付書類】 ・食品衛生責任者の資格証の写し ・福祉・介護事業の実績又は障がい者雇用に関する書類 ・災害や事故発生時の計画（事業継続計画）に関する書類 ・1か月間の献立表（カロリー、塩分がわかるもの） ② 見守り体制計画書（様式4：別紙2） 【添付書類】 ・利用者台帳 ・対応等に関する記録簿 ※A4サイズ（縦・横は自由。）で作成すること。図面等でA3サイズの資料を添付する場合はA4サイズに折り畳んで綴り込むこと。

7. 審査概要

委員会審査を行う。委員会審査については内容審査、食事審査、業務実施体制等審査（ヒアリング）とする。

食事審査、業務実施体制等審査（ヒアリング）については、次のとおり実施する。

なお、詳細な日時については別途通知する。

(1) 審査日時等

○ 日 時 令和8年2月18日

○ 場 所 橘公民館

○ 出 席 各法人等の代表及び配食管理者

※代表が欠席の場合、委任状（様式6）が必要

○ 食事審査のための弁当について

- ・普通食 2 食、きざみ食 2 食を実際に配達されるメニュー、容器等で持参すること。
- ・それぞれ利用者に配布している献立表（カロリー、塩分を記載したもの）を添付すること。
- ・審査会用の特別なものではなく、利用者へ提供する普段どおりの弁当とする。

（２）審査内容

【１】内容審査

提出された企画提案書等をもとに審査を行う。

【２】食事審査 [試食 30 分]

事業を受託した場合に用意する高齢者向けの食事を普通食、きざみ食を各 2 食ずつ作り、本業務で使用する容器に盛り付けて提出する。

また、試食のための取り分け皿 10 皿及び箸類を 30 膳（試食審査用・取り分け用）準備する。

【３】事業実施体制等審査 [ヒアリング 30 分]

事業実施方針や取組意欲などについて、各事業者 15 分程の説明を受けた後、質疑応答を実施する。ヒアリングの順番は、提出書類の受付順とする。

※映像機材等により説明する場合は、事前に申し出ること。

8. 審査項目

審査項目については下記の通りとする。

- （１）衛生管理体制
- （２）配食業務実施体制
- （３）障がい者雇用
- （４）見積額
- （５）職員研修
- （６）健康に配慮した食への対応や献立
- （７）過去の業務実績
- （８）試食
- （９）見守り体制
- （１０）取組み意欲
- （１１）その他（事業所の特徴、アピール等）

※事業者は、事業計画書に沿って説明してください。

9. 審査基準

武雄市高齢者等見守り配食サービス事業プロポーザル方式による業者選定審査要領（非開示）に基づき審査する。

10. 選定及び結果の通知

- （１）選定委員会による審査において、配食サービス事業者としての確実であると認められる参加者を受託予定者として決定する。ただし、最高 5 者までとする。

- (2) 参加表明者が1者であっても、選定委員会において、適切な事業の遂行が可能か評価し審査する。
- (3) 参加表明者が8者を超えた場合は、「武雄市高齢者等見守り配食サービス事業プロポーザル方式による業者選定審査要領」に基づき内容審査を実施し、上位8者までの参加表明者について食事審査及び業務実施体制等審査（ヒアリング）を実施する。
- (4) 審査結果は、全ての提案者に対し、「結果通知書」により通知する。
- (5) 受託予定者に選定されなかった者は、選定されなかった理由について疑義がある場合は、その通知を受けた日から7日以内に、書面により市長に対してその理由についての説明を求めることができる。

1 1. 業務請負契約の締結

- (1) 当該事業に係るプロポーザル審査の結果選定された事業所と、告示、仕様書、説明書及び参加申込書等の内容に従い契約に関する協議を行い、協議が整った場合に地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。
- (2) 契約は、配食サービス1件当たりの単価契約とする。年間の総配食数は、30,000食を予定しているが、これを保証するものではない。

1 2. 事業の実施状況の検証（モニタリング）

市が示す事業実施状況の検証に関する書類について作成し、市の求めに応じて提出するものとする。事業検証については、市が定期的に行い、その結果に基づき、事業に係る指摘等を行う。

1 3. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 選定委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると市長が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等を行ったことにより、契約候補者としてふさわしくないとして市が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

1 4. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (3) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (4) 提出された書類は返却しない。但し、提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。

- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。

15. 問合せ先

武雄市役所 福祉部 健康課 たっしやか係

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

TEL : 0954 - 23 - 9135

FAX : 0954 - 23 - 8274

E-mail : kenkou@city.takeo.lg.jp